

山貨災防発第13号
令和5年5月17日

会員各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤 貞二
(公印省略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の 評価に関するガイドラインの一部改正について

労働災害防止活動につきましては、日頃よりご努力を頂き御礼申し上げます。
さて、標記について、労働局より案内がありましたので、お知らせします。

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されたところです。

今般、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）が令和5年4月17日に告示され、令和5年10月から個人サンプリング法の測定対象物質等の拡大されるため、併せてガイドラインの一部が別添1（新旧対照表）のとおり改正され、改正後のガイドラインは別添2のとおりとなります。

つきましては、本ガイドラインの改正内容について、各事業所において周知方お願いいたします。

以上